

広島県告示第百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十四年三月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団わらび会 脇田医院苗代診療所	呉市苗代町字河原田六八番三	平成三年二月二六日
漆原外科医院	尾道市久保二丁目一五番一四号	平成三年二月三〇日
ヒサシー薬局	安芸郡府中町大須一丁目一七番五号	平成三年二月三二日
コウイ薬局	安芸郡府中町浜田本町三番地二五	平成二年七月一日
キリン堂薬局鶴江店	安芸郡府中町鶴江二丁目一七番三号	平成三年二月三二日